

新型コロナウイルス関連情報
（「災害事態宣言」の延長及び追加的制限措置の発表について）

令和2年11月3日

10月31日、ポルトガル政府は、臨時閣議において以下の追加的制限措置を決定しました。

1. ポルトガル全土（島嶼部自治州を除く）を対象とした「災害事態宣言」を11月15日23時59分まで延長。
2. 10月23日にフェルゲイラス市、ロウザダ市及びパッソス・デ・フェレイラ市に発動された制限措置（原則自宅待機、ただし、必要な物資やサービスの取得、（テレワークでは対応できない場合の）通勤、通学等必要不可欠な目的の為の外出は可）の対象を11月4日（水）以降、リスボン市、ポルト市を含む121市に拡大することを決定。具体的な措置の内容は次のとおりです。

- 薬局等一部の店舗を除く全ての商業施設及び小売店は22：00を閉店時間とする。
- レストランは22：30を閉店時間とする。（ただし、保健当局及び治安部隊の同意を条件に、各市で市長が同時刻より早い閉店を命じることも可能）
- イベントや式典のための集まりは最大5名まで。（家族の場合を除く）
- マーケットや青空市場の禁止。（例外あり）
- 可能な限りテレワークの導入を義務化。
- ポルトガル全土を対象に、レストランでのテーブル着席人数は最大6名まで。（家族の場合を除く）

市ごとの制限は以下のリンクから検索できます。

<https://covid19estamoson.gov.pt/>

121市は以下のリンクの1ページ目をご覧ください。

<https://dre.pt/application/file/a/147415017>

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX : +351-21-353-7600

Email:consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続をお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下の URL から帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>